

社会福祉法人ばる 介護ステーションばる戸田
 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護
 及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業重要事項説明書

〔2016年12月1日現在〕

当事業所は、契約を締結したご利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明をします。

1 事業者および事業所の概要

(1) 事業者、事業所名および所在地

事業者名	社会福祉法人 ばる
事業所名	介護ステーションばる戸田
所在地	埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号
電話&FAX	電話 048 (434) 6205 FAX 048 (434) 6176
代表者	理事長 福本 京子
管理者	岡戸 公子
介護保険 指定事業者番号	当事業所は介護保険の指定を受けています。 (埼玉県指定 第 1171900580)

(2) 提供できるサービスの地域

*下記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

サービスを提供する地域	戸田市・蕨市・川口市
-------------	------------

(3) 職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名(兼務)		1名(兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		2名
職員(ヘルパー)	介護福祉士		11名	11名
職員(ヘルパー)	ヘルパー2級修了者		7名	7名

※「ヘルパー」とは、ご利用者のお住まいをお訪ねし、訪問介護サービスを提供する「訪問介護員」のことです。

※職員体制は変更する場合があります。

(4) 営業時間

①営業日 月曜日から金曜日までを基本とする(祝・祭日含む)

②営業時間 午前9:00から午後6:00までとする。

※時間帯により料金が異なります。

時間帯	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
時間区分	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00

③連絡体制 月曜日から金曜日(祝・祭日含む9:00~18:00)

週末(金曜日18:00~月曜日9:00)及び年末年始は電話連絡が可能です。

④休業日 年末年始 12月31日～1月3日

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・衣服着替え・清拭・外出介助・体位変換等

(2) 生活援助

買物・調理・掃除・洗濯等

(3) その他のサービス…介護相談

(4) 具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプランまたは介護予防ケアプラン)がある場合には、それを踏まえ訪問介護計画・介護予防訪問介護計画に定められます。

(5) 以下のサービスは介護保険の対象となりませんのでご注意ください。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

③利用者以外の家族のためのサービス提供

④訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩)

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)

⑥大掃除など普段やらないような家事等

3 利用料金

(1) 訪問介護サービス基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合(1割負担・2割負担)に応じた額の支払いとなります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用、介護保険対象外サービスの利用は全額自己負担となります。

①地域区分1単位当たりの単価 10.42(6級地)

区分	1回あたりの所要時間	(単位数) 1単位 10.42円	費用額 (10割)	利用者負担額	
				1割	2割
身体介護	20分未満	165	1,719円	172円	344円
	20分以上30分未満	245	2,552円	256円	511円
	30分以上1時間未満	388	4,042円	405円	809円
	1時間以上	564	5,876円	588円	1,176円
	1時間を超えて30分増すごとに	+80	833円	84円	167円
生活援助	20分以上45分未満	183	1,906円	191円	382円
	45分以上	225	2,344円	235円	469円

身体介護と生活援助が混在する場合（身体介護の基本利用料に右の料金を加算）	生活援助 20 分以上	67	698 円	70 円	140 円
	生活援助 45 分以上	134	1,396 円	140 円	280 円
	生活援助 70 分以上	201	2,094 円	210 円	419 円

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。表記サービス区分以外の場合は、介護保険が定める、介護報酬単価に基づきます。

※やむを得ない事情でかつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

②加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

サービスの実施による加算 ※地域区分別 1 単位あたりの単価 10.42（6 級地）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額	
			1 割	2 割
夜間・早朝加算	夜間（18:00～22 時）、早朝（6 時～8 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 25%		
深夜加算	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 50%		
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等から要請を受け、緊急に身体介護をサービスを行った場合	1 回につき 1,042 円	105 円	209 円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき 2,084 円	209 円	417 円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から 3 か月間を限度）	1 月につき 1,042 円	105 円	209 円

③加算の基準に適合していると県に届け出している加算

加算の種類	要件	利用料・利用者負担
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1 月につき 基本利用料の 10%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件の又は職場環境等要件を満たす場合	1 月につき 基本利用料の 8.6%

(2) 介護予防訪問介護の基本利用料サービス利用料

介護予防からの給付サービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合（1割負担・2割負担）に応じた額の支払いとなります。また、介護予防の給付の範囲を超えたサービス利用、介護保険対象外サービスの利用は全額自己負担となります。

①地域区分別 1 単位当たりの単価 10.42（6 級地）

項目	通常の利用料金（月額）	利用料金（月額 1 割）	利用料金（月額 2 割）
週 1 回程度の利用	12,170 円/月	1,217 円/月	2,434/月
週 2 回程度の利用	24,330 円/月	2,433 円/月	4,866 月
週 2 回以上の利用（要支援 2 のみ）	38,595 円/月	3,860 円/月	7,719/月

※契約期間が 1 ヶ月に満たない場合は、契約日より契約月末までの日数を乗じた金額となります。

②サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額	
			1 割	2 割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき 2,084 円	209 円	417 円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から 3 か月間を限度）	1 月につき 1,042 円	105 円	209 円

③加算の基準に適合していると県に届け出している加算

加算の種類		利用料・利用者負担
介護職員処遇改善加算 I	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件の又は職場環境等要件を満たす場合	1 月につき 基本利用料の 8.6%

(4) 第一号訪問事業

基本報酬・加算等は予防訪問介護サービスと同様の基準

項目	通常の利用料金（月額）	利用料金（月額 1 割）	利用料金（月額 2 割）
訪問型サービス I（週 1 回程度）	12,170 円/月	1,217 円/月	2,434/月
訪問型サービス II（週 2 回程度）	24,330 円/月	2,433 円/月	4,866/月
訪問型サービス III（週 2 回を超える）	38,595 円/月	3,860 円/月	7,719/月

(5) キャンセル料

サービスをキャンセルされる場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。利用を中止される場合は、至急、ご連絡下さい。

利用の前日 17 時前までに連絡があった場合	無料
------------------------	----